

事業主・加入者のみなさまへ

2023年

4月
号

協会けんぽ栃木支部からのお知らせ

～職場内での回覧、掲示をお願いいたします～

保険料率の上昇を抑える「インセンティブ制度」について

インセンティブ制度とは、**5つの評価指標**で47都道府県支部ごとに順位付けし、上位過半数(令和4年度(令和6年度保険料率反映分)以降は上位15支部)に該当した場合はインセンティブ(報奨金)が付与され、「**健康保険料率**」の引き下げに繋がる制度です。令和3年度の取り組み結果が令和5年度の健康保険料率に反映されました。

令和3年度の栃木支部の順位(結果)

総合順位：**16位** / 47支部(令和2年度6位)

令和3年度の実績(総合順位16位)に基づき令和5年度健康保険料率に

0.01% のインセンティブが付与されました

令和5年度健康保険料率 **9.96%**

※令和4年度健康保険料率 9.90%

本来は9.90%(令和4年度健康保険料率)から0.07%上昇するはずであった健康保険料率について、令和3年度の実績に基づくインセンティブ(0.01%分)が付与されたことにより、9.96%(0.06%の上昇)に抑えることができました。



事業主・加入者の皆さまへ 栃木支部からのお願い

健康への意識を高めることが保険料率上昇の抑制に繋がります。今後とも積極的な健康づくりへの取組にご協力をお願いいたします。具体的に取り組んでいただきたい項目は以下の5つです。これらの取り組みは医療費の適正化にも繋がります。協会けんぽ栃木支部も全力でサポートいたしますので、一緒に健康づくりに取り組んでいきましょう。

- ・35歳以上の被保険者様は、協会けんぽの生活習慣病予防健診を
- ・40歳以上の被扶養者様は、協会けんぽの特定健康診査を積極的に受けましょう。
- ・40歳以上の被保険者様で定期健診を受診されている場合は、協会けんぽへ健診結果をご提供ください。
- ・健診の結果、保健指導の対象者となった場合は、特定保健指導を受け、生活改善に取り組みましょう。
- ・健診結果が要治療(再検査)の場合は、必ず医療機関を受診しましょう。
- ・積極的にジェネリック医薬品を選択しましょう。

保険料率
について
詳しくはこちら▶



インセンティブ制度
について
詳しくはこちら▶



お問い合わせ先 企画総務グループ 028-616-1692



保険証が使えるのは、退職日までです!!

退職もしくは扶養から外れたら、保険証は使用できません。
退職される従業員様・扶養のご家族様の保険証の回収をお願いします。

各種申請書の新様式への 切り替えにご協力いただきありがとうございます



令和 5 年 1 月より協会けんぽの各種申請書(届出書)は様式変更を行っております。
今回は傷病手当金、出産手当金の事業主証明欄の変更箇所を解説いたします。
旧様式では申請期間に対する出勤状況と賃金内訳をすべてご記入いただいておりますが、
新様式では以下のように変更しました。

勤務状況欄

ポイント 申請期間(療養のため休んだ期間)のうち
出勤した日のみを「○」で表示してください。

有給休暇、公休日、欠勤
(「△」「公」「/」)の表記は
不要となりました。

勤務状況 2 ページの申請期間のうち出勤した日付を【○】で囲んでください。「年」「月」については出勤の有無に関わらずご記入ください。

令和 年 月

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31

記入もれが多い箇所です

報酬(賃金)等欄

ポイント 申請期間(療養のため休んだ期間)のうち**出勤していない日**に対して、
報酬等を支給した日がある場合には支給した日と金額をご記入ください。
報酬等の支給がない場合は金額の記入は不要です。

【例 1】①住宅手当(5,000 円)と通勤手当(5,000 円)を欠勤控除せずに 1 か月分満額支給した場合
②有給休暇を 3 日分(12,000 円 / 日)支給した場合

2 ページの申請期間のうち、出勤していない日(上記【○】で囲んだ日以外の日)に対して、報酬等(※)を支給した日がある場合は、支給した日と金額をご記入ください。
※有給休暇の場合の賃金、出勤等の有無に関わらず支給している手当(扶養手当・住宅手当等)、食事・住居等現物支給しているもの等

例	令和	0	5	年	0	2	月	0	1	日	から	令和	0	5	年	0	2	月	2	8	日	3	0	0	0	0	0	円
①	令和	0	5	年	0	3	月	0	1	日	から	令和	0	5	年	0	3	月	3	1	日	1	0	0	0	0	円	
②	令和	0	5	年	0	3	月	0	1	日	から	令和	0	5	年	0	3	月	0	3	日	3	6	0	0	0	円	

【例 2】休んだ期間に対して報酬(賃金)を支給していない場合

2 ページの申請期間のうち、出勤していない日(上記【○】で囲んだ日以外の日)に対して、報酬等(※)を支給した日がある場合は、支給した日と金額をご記入ください。
※有給休暇の場合の賃金、出勤等の有無に関わらず支給している手当(扶養手当・住宅手当等)、食事・住居等現物支給しているもの等

例	令和	0	5	年	0	2	月	0	1	日	から	令和	0	5	年	0	2	月	2	8	日	3	0	0	0	0	0	円
①	令和			年			月			日	から	令和			年			月			日						円	

お問い合わせ先 業務グループ 028-616-1693

申請期間に報酬(賃金)を
支払っていない場合、**0 円**の記入は不要です。



全国健康保険協会 栃木支部
協会けんぽ

〒320-8514 宇都宮市泉町6-20 宇都宮DIビル7階
TEL.028-616-1691 (代表)

- 保険証・健康保険給付・任意継続 …… TEL.028-616-1693
- 健診・特定保健指導 …… TEL.028-616-1695
- レセプト・医療費のお知らせ …… TEL.028-616-1694
- 保険料率・ジェネリック医薬品 …… TEL.028-616-1692

毎月配信
登録料無料 ★お役立ち情報満載★
メルマガにご登録ください

協会けんぽ栃木支部では、メールマガジンを活用した皆さまの健康づくりに取り組んでいます。
健康保険の各種事務手続きに関する情報や日々健康に過ごすために役立つ季節の健康情報などをお届けします。どなたでもご利用いただけますので、お気軽にご登録ください。
右の二次元コードを読み取ってご登録ください。



ホームページアドレス <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/tochigi/>

協会けんぽ 栃木

検索